

海外修学旅行実施届における注意事項

- 提出が必要になる場合
児童生徒が、教育活動の一環として旅行する場合

- 提出先
私学振興課

- 提出期限
旅行出発日の 30 日前まで

- 提出書類
 1. 外務省領事サービスセンター宛依頼書（1部）・・・任意様式（参考様式添付）
 2. 海外修学旅行実施届（1部）・・・様式 43（私立学校関係事務の手引き P133 参照）
 3. 海外修学旅行実施計画書（1部）・・・（私立学校関係事務の手引き P133 参照）
 4. 行程表（3部）・・・・・・・・任意様式（旅行代理店が作成したもので可）
 5. 参加者名簿（1部）・・・・・・・・任意様式（個人情報のため氏名・年齢・性別のみ）
 6. 外務省宛書式（3部）・・・・・・・・外務省宛書式（別添 1）（旅行に参加する生徒が 10 人以上の場合のみ）
 7. 身元を保証する外国人生徒リスト（3部）・・・別紙様式（該当する場合のみ）
 8. ホームステイ先一覧（3部）・・・・・・・・任意様式（該当する場合のみ）

- 各書類の注意事項
 1. 外務省サービスセンター宛依頼書
 - ・ 校長印を押印すること。
 2. 海外修学旅行実施届
 - ・ 校長印を押印すること。
 - ・ 様式は添付ファイルを参照のこと。
 3. 海外修学旅行実施計画書
 - ・ 9(3)参加率は、対象学年（学科）の生徒数に対する参加者生徒数とすること。
 - ・ 計画書は添付ファイルを参照のこと。
 4. 参加者名簿
 - ・ 個人情報のため、氏名・年齢・性別のみとすること。

5. 外務省宛書式

- 保険会社名への代理店名は不可。
- 現地宿泊先には、必ず電話番号を記載すること。
- ホームステイ等で、宿泊先が提出時まで未定の場合は、引率教員の滞在先連絡先や携帯番号（海外で使用できる場合）を記載すること。
- 書式は添付ファイルを参照のこと。（記載例もあり）

6. 身元を保証する外国人生徒リスト

- 対象は高等学校、特別支援学校並びに専修学校高等課程の外国人生徒。
- 事前に書類を提出することで、日本に再入国する際に便宜が図られる。
- 様式は添付ファイルを参照のこと。（記載例もあり）